



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔国会事項〕

内閣府令第九十九号

1

內閣
法

〔叙位・叙勳〕

〔官厅報告〕

- 内閣府令第九十九号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十一月二十日

内閣総理大臣 高市 早苗

第一条 総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令
(総合特別区域法施行規則の一部改正)

第一条 総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

内閣 法務省		〔国会事項〕	
〔人事異動〕		内閣總理大臣 高市 早苗	
〔官庁報告〕		令和七年十一月二十日	
労 働		和七年法律第三十七号)の施行に伴い、総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。	
最低賃金の改正決定に関する公示 (栃木労働局最低賃金公示五、徳島同)		〔総合特別区域法施行規則の一部改正〕	
三、愛媛同五、大分同五・六 (法務省告示配一四二)		第一条 総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる定の傍線を付した部分のように改める。	
日本国に帰化を許可する件(同一四三)		令和七年十一月二十日	
〔公 告〕		内閣總理大臣 高市 早苗	
官 庁		和七年法律第三十七号)の施行に伴い、総合特別区域法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。	
諸 事 項		〔内閣府令第九十九号〕	
官 庁		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十八項に規定する治験をいう。)その他臨床研究に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)	
裁判所		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験をいう。)その他臨床研究に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)	
人の所在の確知等関係		〔内閣府令第九十九号〕	
公認会計士懲戒処分、特定保険募集 相続、公示催告、失踪、除権決定、 破産、免責、特別清算、再生、所有 者不明関係		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十八項に規定する治験をいう。)その他臨床研究に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)	
会社その他		〔内閣府令第九十九号〕	
〔3 5 略〕		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験をいう。)その他臨床研究に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)	
〔3 5 同上〕		〔内閣府令第九十九号〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十八項に規定する治験をいう。)その他臨床研究に関する事業(これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。)	

(国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)
第一條 国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年内閣府令第二十号)の一部を次のように改正す
る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を「」に対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業)	(法第二条第二項第一号の内閣府令で定める事業)
第一條 国家戦略特別区域法(以下「法」といふ。)第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものが見込まれる事業であつて次に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。) イ 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であつて次に掲げるもの 〔1～3 略〕	第一條 国家戦略特別区域法(以下「法」といふ。)第二条第二項第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものが見込まれる事業であつて次に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。) イ 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であつて次に掲げるもの 〔1～3 同上〕
〔1～3 略〕	〔1～3 同上〕
(4) 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十八項に規定する治験を) 十一条の二第二項イ(3)において同じじ)その他臨床研究に関する事業 (1)これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む) 〔5～8 略〕	(4) 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十七項に規定する治験を) 十一条の二第二項イ(3)において同じじ)その他臨床研究に関する事業 (1)これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む) 〔5～8 同上〕
〔口・ハ 略〕	〔口・ハ 同上〕
〔1～4 略〕	〔1～4 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 表中の「」の記載は注記である。

い)の府令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年十一月二十日)から施行する。

○厚生労働省告示第二百一四〇号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準(平成十六年厚生労働省告示第二百五十五号)の一部を次の表のように改正する。
令和七年十一月二十日
厚生労働大臣 上野賢一郎
(傍線部分は改正部分)

法規改正

五号) 第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準(平成十六年厚生労働省告示第二百五十五号)の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月二十日
厚生労働大臣 上野賢一郎
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
医薬品各条 (略) 組換え沈降2価ヒトペリオーマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウルバ細胞由来)	医薬品各条 (略) 組換え沈降2価ヒトペリオーマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウルバ細胞由来)
1 (略) 2 製法 2. 1 原材料 2. 1. 1～2. 1. 3 (略)	1 (略) 2 製法 2. 1 原材料 2. 1. 1～2. 1. 3 (略)
2. 2 原液 2. 2. 1～2. 2. 4 (略)	2. 2 原液 2. 2. 1～2. 2. 4 (略)
2. 3・2. 4 (略) 試験 3. 1～3. 3 (略)	2. 3・2. 4 (略) 試験 3. 1～3. 3 (略)
3. 4 感染細胞浮遊液の試験 (削る) 〔感染細胞浮遊液について、次の試験を行ふ〕	3. 4 感染細胞浮遊液の試験 (削る) 〔感染細胞浮遊液について、次の試験を行ふ〕
3. 4. 1 無菌試験又は微生物限度試験 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、並びに3. 1. 2. 1. 1及び3. 3. 1. 1の試験を行うとき、適合しなければならない。ただし、感染細胞浮遊液調製以降の工程管理により小分製品の品質の恒常性を確保できる場合は、無菌試験に代えて日本薬局方一般試験法の微生物限度試験法を準用して試験することもできる。微生物限度試験法を準用して試験するとき、承認された判定基準に適合しなければならない。	3. 4. 1 無菌試験 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、並びに3. 1. 2. 1. 1及び3. 3. 1. 1の試験を行うとき、適合しなければならない。
3. 4. 2 (略) 3. 5～3. 9 (略) (削る) 〔断法及び有効期間 断法は、2～8℃とする。 有効期間は、承認された期間とする。〕	3. 4. 2 (略) 3. 5～3. 9 (略) (削る) 〔断法及び有効期間 断法は、2～8℃とする。 有効期間は、承認された期間とする。〕

(略)

令和7年11月20日 木曜日

官 報

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
井手川内川

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和四十九年建設省告示第六百十二号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線に開まれた土地の区域

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣 金子 恭之
砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二ノ瀬川

字平古場	地先道路敷	甲一五〇四番五	五号
地先道路敷	甲一五〇四番七	六号 及び 七号	
甲一一九九番	甲一二〇〇番一	八号 及び 九号	
四号	三号		

○国土交通省告示第千十八号		
砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。		
令和七年十一月二十日		
国土交通大臣 金子 恭之		
一 砂防法第二条の土地の表示	二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	三 中尾川
熊本県阿蘇市西小園及び西湯浦の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線、八点から九点までを熊本県阿蘇市西小園字中尾六五七番と同六六九番との筆界に沿つて結んだ線、九点から一十三点までを順次結んだ線、二十三点から二十四点までを熊本県阿蘇市西湯浦字一本松八五二番一六と同八五二番一六地先道路敷との境界線に沿つて結んだ線、二十四点から三十四点までを順次結んだ線、三十四点から三十五点までを熊本県阿蘇市西湯浦字二本松八五二番一と同八五二番一五及び同八五二番一五地先道路敷との境界線に沿つて結んだ線、三十五点から三十六点までを順次結んだ線、三十六点から三十七点までを熊本県阿蘇市西湯浦字二本松八五二番十一と同八五二番八と同八五二番四及び同八五二番四地先道路敷との境界線に沿つて結んだ線、三十七点から四十七点までを順次結んだ線及び同四十七点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域		
点	北緯	東経
1	32°59' 11.1440"	131°01' 43.1079"
2	32°59' 10.7470"	131°01' 42.6393"
3	32°59' 09.8508"	131°01' 42.3910"
4	32°59' 09.8710"	131°01' 41.3179"
5	32°59' 10.0874"	131°01' 41.0919"
6	32°59' 10.3333"	131°01' 38.0506"
7	32°59' 10.8859"	131°01' 37.0259"
8	32°59' 11.4381"	131°01' 37.0959"

9	32°59' 12.0368"	131°01' 37.5704"
10	32°59' 12.3492"	131°01' 36.9873"
11	32°59' 12.4467"	131°01' 36.2259"
12	32°59' 12.3895"	131°01' 35.1342"
13	32°59' 12.5498"	131°01' 34.1488"
14	32°59' 13.4090"	131°01' 34.2953"
15	32°59' 13.4997"	131°01' 35.8536"
16	32°59' 13.4932"	131°01' 37.4254"
17	32°59' 13.4177"	131°01' 38.1342"
18	32°59' 13.5365"	131°01' 38.8548"
19	32°59' 13.9829"	131°01' 39.0866"
20	32°59' 14.2568"	131°01' 39.3641"
21	32°59' 14.3281"	131°01' 39.8387"
22	32°59' 14.1897"	131°01' 40.8089"
23	32°59' 13.9369"	131°01' 42.4701"
24	32°59' 13.9366"	131°01' 42.5329"
25	32°59' 13.8341"	131°01' 43.3432"
26	32°59' 13.8962"	131°01' 43.8383"
27	32°59' 14.1985"	131°01' 44.7587"
28	32°59' 14.4135"	131°01' 45.3177"
29	32°59' 14.4897"	131°01' 45.9325"
30	32°59' 14.4794"	131°01' 46.3152"
31	32°59' 14.4116"	131°01' 46.6399"
32	32°59' 14.1252"	131°01' 47.5627"
33	32°59' 13.9728"	131°01' 47.9133"

34	32°59' 13.8235"	131°01' 48.1590"
35	32°59' 13.7662"	131°01' 48.2930"
36	32°59' 13.6388"	131°01' 48.2292"
37	32°59' 13.5327"	131°01' 44.2590"
38	32°59' 13.6748"	131°01' 44.0759"
39	32°59' 13.6046"	131°01' 43.9985"
40	32°59' 13.5732"	131°01' 43.7049"
41	32°59' 13.5739"	131°01' 43.2137"
42	32°59' 13.6291"	131°01' 42.6136"
43	32°59' 13.6754"	131°01' 42.3232"
44	32°59' 13.6221"	131°01' 41.9154"
45	32°59' 13.3933"	131°01' 41.8779"
46	32°59' 13.0591"	131°01' 42.7963"
47	32°59' 11.5060"	131°01' 43.1575"

34	32°59' 13.8235"	131°01' 48.1590"
35	32°59' 13.7662"	131°01' 48.2930"
36	32°59' 13.6388"	131°01' 48.2292"
37	32°59' 13.7327"	131°01' 44.2590"
38	32°59' 13.6748"	131°01' 44.0759"
39	32°59' 13.6046"	131°01' 43.9985"
40	32°59' 13.5732"	131°01' 43.7049"
41	32°59' 13.5739"	131°01' 43.2137"
42	32°59' 13.6291"	131°01' 42.6136"
43	32°59' 13.6754"	131°01' 42.3232"
44	32°59' 13.6221"	131°01' 41.9154"
45	32°59' 13.3933"	131°01' 41.8779"
46	32°59' 13.0591"	131°01' 42.7963"
47	32°59' 11.5060"	131°01' 43.1575"

○観光庁告示第十一号
 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）
 第四十条の規定に基づき、特定非営利活動法人通訳ガイド＆ロードマーケティング・スキル研究会（登録研修機関第三号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により次のとおり公示する。
 令和七年十一月二十一日

　　観光庁長官　村田　茂樹

一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都世田谷区上馬五丁目二十一番二十三号
変更後	東京都世田谷区上馬五丁目二十一番十五号ルフオン世田谷一〇〇三号

二　変更の年月日　令和七年十一月七日

大分労働局最低賃金公示第6号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和7年11月20日
大分労働局長 秋山 雅紀
第4号中「1時間997円」を「1時間1,055円」に改める。

附 則
この決定は、令和7年12月25日から効力を生ずる。

送務省告示配兼百四十一号
名古屋市中区役所保存の次の戸籍の1部が滅失した。
令和7年11月11日
送務大臣 平口 洋
名古屋市中区南園町1丁目44-11番地
杉本弘左衛門

送務省告示配兼百四十四号
左記の者の申請に係る日本国外帰化の件が、これを許可する。
令和7年11月11日
送務大臣 平口 洋

住所 東京都江東区
韓学海 昭和53年12月12日生
住所 東京都台東区
蔡宗翰 昭和56年2月28日生
張詩涵 昭和60年2月12日生
住所 東京都北区
黃美諾 平成9年12月20日生
住所 東京都品川区
吳佳詠 昭和59年8月27日生
住所 群馬県館林市
カリダ・アキール 昭和50年9月15日生
アリーナ・イルサ 平成14年11月16日生
アディーン・アキール 平成16年11月17日生
ムハンマド・アヤーン・アキール 平成21年7月3日生
住所 大阪府東大阪市
李勝貴 平成15年12月24日生
住所 大阪市西成区
鄭将企 昭和59年6月2日生

住所 大阪府河内長野市
嚴福良 昭和27年12月25日生
住所 大阪市西成区
金玉子 昭和26年5月9日生
崔有子 昭和55年3月12日生
住所 東京都千代田区
朴英起 昭和57年8月23日生
住所 大阪府箕面市
林希偉寔 平成18年2月23日生
住所 大阪府箕面市
阿山沙吾開提 平成2年5月15日生
住所 大阪市淀川区
太寿奈 昭和61年12月1日生
住所 大阪市都島区
李浩美 昭和60年2月10日生
住所 大阪府池田市
金永莉 平成6年8月16日生
住所 大阪市平野区
郭竜喜 昭和49年9月14日生
朴裕子 昭和50年12月12日生
郭祐寿 平成19年6月7日生
郭寿奈 平成22年8月25日生
郭遼寿 平成25年4月5日生
住所 大阪府羽曳野市
宋具澗 昭和61年1月15日生
住所 茨城県土浦市
ラクスミー・パハライ 昭和63年10月14日生
サイナ・ラマ 令和3年4月4日生
住所 茨城県稲敷郡阿見町
賽希雅拉岡 昭和54年9月9日生
住所 茨城県筑西市
マルシア・ハツエ・ヨシダ 昭和35年5月9日生
住所 北海道余市郡余市町
ヴィクトリア・メヒア・ムトウ 昭和42年4月21日生
住所 東京都練馬区
趙鴻一 昭和50年8月5日生
住所 東京都八王子市
朱寶儀 昭和53年3月10日生
住所 兵庫県西宮市
姜惠美 平成6年8月11日生
住所 京都府宇治市
姜治子 昭和42年10月8日生
住所 東京都品川区
シジャン・タマルカル 昭和62年8月26日生
住所 東京都北区
石光琰 平成18年9月25日生

住所 東京都渋谷区
廖思超 平成9年2月19日生
住所 大阪市城東区
キオカ・ユリヤ 昭和63年9月13日生
住所 東京都板橋区
陳智政 昭和57年6月8日生
住所 福岡県糸島市
劉願 昭和46年8月23日生
住所 福岡市博多区
サントス・ブジェル 平成4年11月3日生
住所 福岡県朝倉郡筑前町
ラム・ブラサド・ドゥンガナ 平成6年5月30日生
住所 福岡県大川市
アマル・バハドゥル・タバ 平成5年6月17日生
住所 富山市
閻艶紅 昭和48年12月24日生
陳美浩 平成21年4月6日生
住所 東京都大田区
グエン・リ・ニヤット・コア 平成4年6月13日生
住所 大阪市福島区
李銀花 昭和54年6月25日生
金渝斌 平成22年3月1日生
金渝雅 平成27年4月13日生
住所 大阪市都島区
姜麗 昭和62年5月7日生
吳嘉麒 平成28年11月1日生
吳依茉 令和3年11月13日生
住所 大阪市平野区
王龍澤 平成15年1月17日生
住所 大阪府寝屋川市
李波 昭和55年4月26日生
住所 大阪市西区
蔣夢男 平成7年10月25日生
住所 大阪市平野区
許亞明 昭和58年3月29日生
劉婷 昭和59年1月8日生
許文浩 平成26年4月26日生
住所 神戸市灘区
許文龍 平成18年2月1日生
住所 大阪府枚方市
金美娜 平成4年5月8日生
住所 大阪府池田市
李偉 昭和38年7月20日生
崔紅梅 昭和54年3月27日生
李明俊 平成21年1月11日生

住所 大阪市東住吉区
王曉霞 平成8年5月7日生
住所 大阪市中央区
馬向陽 平成2年9月3日生
住所 東京都北区
サンジト・クマル・チェトリ 平成3年9月8日生
住所 堺市北区
高婷 平成元年4月19日生
張昕蕾 平成24年4月23日生
張柏誠 令和2年1月30日生
住所 大阪府和泉市
付瑤 昭和63年12月25日生
住所 愛知県岡崎市
鄭台基 昭和58年12月18日生
住所 群馬県太田市
セサル・ヨシオ・マトス・グスクマ 平成10年12月27日生
住所 群馬県前橋市
デビット・トシアキ・スズキ 昭和54年1月17日生
アンジェリーナ・ミチコ・ホンダ・スズキ 昭和54年2月23日生
ニコラス・ユウキ・ホンダ・スズキ 平成17年5月23日生
ニコリ・アユミ・ホンダ・スズキ 平成25年11月15日生
住所 東京都立川市
ムハンマド・オリオル・イスラム 平成7年10月20日生
住所 東京都昭島市
ピンキ・メイ・ラヴィリア・キタヤマ 平成9年4月7日生
住所 東京都狛江市
李成洛 昭和33年3月14日生
住所 千葉県野田市
常旭童 平成13年6月4日生
常旭明 平成19年12月8日生
常旭朋 平成22年7月5日生
住所 広島市安佐北区
金紀惠 昭和59年10月22日生
住所 熊本市西区
ゴパール・アディカリ 昭和59年8月21日生
アーリヤ・アディカリ 令和4年1月21日生
アマイラ・アディカリ 令和5年9月17日生

公 告

細 報 告

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、令和7年10月31日付で令和7年11月5日から令和8年2月4日までの3月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月20日

金融庁長官 伊藤 豊
記

公認会計士 杉本 健

公認会計士登録番号 第6805号

事務所所在地 大阪府豊中市螢池南町1丁目18番6号

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、令和7年10月31日付で令和7年11月5日から令和8年2月4日までの3月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月20日

金融庁長官 伊藤 豊
記

公認会計士 脇本 正則

公認会計士登録番号 第8996号

事務所所在地 大阪府柏原市本郷4丁目117番地の3

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、令和7年10月31日付で令和7年11月5日から令和8年2月4日までの3月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月20日

金融庁長官 伊藤 豊
記

公認会計士 藤井 治彦

公認会計士登録番号 第13762号

事務所所在地 北海道札幌市中央区北2条西9丁目4番地インファス2階 アカウントモール税理士法人内

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、令和7年10月31日付で令和7年11月5日から令和8年2月4日までの3月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月20日

金融庁長官 伊藤 豊
記

公認会計士 坂本 研

公認会計士登録番号 第14827号

事務所所在地 宮城県仙台市宮城野区榴岡1丁目5番15号竹内ビル601

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

1. 下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和7年12月20日までに北海道財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。
2. 前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

〔掲載順序〕

- ①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地
①20901007245②株式会社コネクト③後藤竜④北海道札幌市白石区東札幌2条5丁目7番8号3Dコート5A
①21701008178②有限会社リーフ・オートモービル③千葉 正美④北海道札幌市北区篠路町太平221-4
①21701007976②株式会社リーフ③千葉 正美④北海道札幌市東区北三十三条東15丁目4番12-1003号
①20801005495②高橋 拓翔③高橋 拓翔④北海道室蘭市海岸町1丁目28-6
①23E01000755②株式会社キャドック③清時正文④北海道札幌市豊平区中の島二条二丁目1-22

令和7年11月20日

北海道財務局長 秋田 能行

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第30319号

岐阜県瑞穂市野白新田61番地19

申立人 岩月美代子

本籍岐阜県大垣市中町71番地、最後の住所岐阜県大垣市野口2丁目25番地3、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和5年8月11日頃から20日頃までの間、出生の場所岐阜県大垣市、出生年月日昭和32年6月22日、職業無職

被相続人 亡 山村 孝之

事務所岐阜県大垣市錦町99番地4渡部法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡部 智也

催告期間満了日 令和8年5月29日

岐阜家庭裁判所大垣支部

令和7年（家）第80075号

佐賀市諸富町大字大堂682番地8

申立人 嬉野 健

本籍佐賀県佐賀市蓮池町大字小松461番地、最後の住所佐賀市巨勢町大字牛島423番地11サンパーク巨勢207号、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日推定令和7年1月4日、出生の場所佐賀県佐賀郡諸富町、出生年月日昭和38年9月25日、職業無職

被相続人 亡 増田 恵子

佐賀市長瀬町1番18号

相続財産清算人 七田 晴子

催告期間満了日 令和8年5月29日

佐賀家庭裁判所

令和7年（家）第30047号

兵庫県加古川市新神野5丁目7番7号

申立人 岡田 裕光

本籍兵庫県明石市二見町西二見513番地、最後の住所兵庫県明石市二見町西二見 1873番地の3、死亡の場所兵庫県加古郡稻美町、死亡年月日令和7年8月20日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和31年11月5日、職業無職

被相続人 亡 石角 和正

兵庫県明石市相生町1丁目2番34号 佐藤ビル
きょうどう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三好 登志行

催告期間満了日 令和8年6月1日

神戸家庭裁判所明石支部

令和7年（家）第30319号

広島市安佐南区東野3丁目7番51-5号

申立人 兼利 信博

本籍広島市安芸区瀬野町2759番地4、最後の住所広島市安芸区瀬野町2759番地4、死亡の場所広島県広島市安芸区、死亡年月日令和6年9月20日、出生の場所広島県比婆郡西城町、出生年月日昭和22年12月10日、職業不詳
被相続人 亡 兼利 智英

事務所広島市中区東白島町21番18号

相続財産清算人 司法書士 藤原 京介

催告期間満了日 令和8年6月3日

広島家庭裁判所

令和7年（家）第7600号

愛知県日進市蟹甲町池下268番地

申立人 日進市

本籍愛知県日進市香久山4丁目201番地1、最後の住所愛知県日進市香久山4丁目201番地1 10棟303、死亡の場所愛知県日進市、死亡年月日推定令和6年12月31日、出生の場所名古屋市中川区、出生年月日昭和32年5月13日、職業不明

被相続人 亡 平木 隆

事務所愛知県春日井市松新町1丁目4番地

ルネック 名城法律事務所春日井事務所

相続財産清算人 弁護士 泉 希望子

催告期間満了日 令和8年6月15日

名古屋家庭裁判所

令和7年（家）第7621号

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

申立人 名古屋市長 広沢 一郎

本籍名古屋市守山区松坂町40番地、最後の住所名古屋市守山区川宮町436番地の4、死亡の場所愛知県名古屋市守山区、死亡年月日令和6年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所愛知県守山市、出生年月日昭和34年12月8日、職業不明

被相続人 亡 安藤 祐司

事務所名古屋市中区丸の内1丁目17番19号キリックス丸の内ビル802号 池田総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川瀬 裕久

催告期間満了日 令和8年6月26日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7648号

名古屋市緑区姥子山5丁目607番地

申立人 林 洋一

本籍名古屋市熱田区池内町6番、最後の住所
名古屋市緑区浦里1丁目83番地鳴海西団地2
棟502号、死亡の場所名古屋市緑区、死亡年
月日令和7年6月3日頃、出生の場所名古屋
市昭和区、出生年月日昭和29年5月3日、職
業無職

被相続人 亡 鈴木 憲男

事務所名古屋市中区丸の内1丁目5番13号す
ずらん丸の内ビル すずらん法律会計事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 裕大

催告期間満了日 令和8年5月29日

名古屋家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をするとともに有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(へ)第2号

京都府京都市下京区西七条東久保町55番地

申立人 第一工業製薬株式会社

代表者代表取締役 山路 直貴

申立人代理人弁護士 石川 良一

権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月9日

令和7年11月7日 長岡簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 J Z14257

金額 367,540円

支払期日 令和7年12月30日

支払地 長岡市

支払場所 株式会社第四北越銀行長岡営業部

振出日 令和7年9月8日

振出地 新潟県長岡市城内町3丁目7番地8

振出人 紺商株式会社 代表取締役 瀧澤 光

正

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第15号

東京都江東区白河2丁目17番10号

申立人 花岡車輌株式会社

代表者代表取締役 花岡 徹

権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月17日

令和7年11月7日 大阪簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 G C 00509

金額 969,672円

支払期日 令和6年7月15日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社商工組合中央金庫梅田支店

振出日 令和6年2月29日

振出地 白地

振出人 株式会社サカエ 代表取締役 栄山 政和

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

山口県岩国市室の木町3丁目18番4号

申立人 株式会社サンヨー

代表者代表取締役 藤本 幸治

権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月13日

令和7年11月7日 岩国簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 B W04799

金額 10,000,000円

支払期日 令和7年10月15日

支払地 東京都千代田区

支払場所 三菱UFJ銀行東京営業部

振出日 令和7年8月8日

振出地 東京都港区港南2丁目15番2号

振出人 株式会社大林組 代表取締役 佐藤 俊美

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 B W04800

金額 1,800,000円

支払期日 令和7年10月15日

振出日 令和7年8月8日

(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(へ)第3号

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号

申立人 九州電力株式会社

代表者代表取締役 西山 勝

権利の届出の終期 令和8年2月18日

令和7年10月27日 福岡簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 延岡市北方町下鹿川字西畠申515番

雑種地 1061平方メートル

(2)登記年月日番号 宮崎地方法務局延岡支局昭和9年3月1日受付第175号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和8年12月6日設定

目的 工作物所有

範囲 南端幅2間長28間7分

存続期間 昭和9年1月27日より昭和29年1月26日まで満20箇年

地代 全期間金63円14銭

支払期 全払

地上権者 福岡市天神町58番地

九州配電株式会社

令和7年(へ)第6号

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号

申立人 九州電力株式会社

代表者代表取締役 西山 勝

権利の届出の終期 令和8年2月18日

令和7年10月27日 福岡簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 うきは市浮羽町小塙字一ノ瀬山5548番5原野 81平方メートル

(2)登記年月日番号 福岡法務局久留米支局大正4年7月8日受付第2057号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 大正4年6月8日設定

目的 発電水路及電話用電柱建設のため

存続期間 大正3年2月17日より大正18年2月16日まで15年

地代 1年1反歩に付金3円

支払期 毎年4月1日

範囲 10歩

地上権者 浮羽郡田主丸町大字殖木254番地の1

筑後電気株式会社

令和7年(ヘ)第7号
福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
申立人 九州電力株式会社
代表者代表取締役 西山 勝
権利の届出の終期 令和8年2月18日
令和7年10月27日 福岡簡易裁判所
(別紙) 目録
(1)土地 うきは市浮羽町小塩字一ノ瀬山5555番2
雑種地 209平方メートル
(2)登記年月日番号 福岡法務局久留米支局大正4
年7月8日受付第2057号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 大正4年6月8日設定
目的 発電水路及電話用電柱建設の為
範囲 20歩
存続期間 大正3年2月17日より大正18年2月
16日迄15年
地代 1反歩に付1年金3円
支払期 毎年4月1日
地上権者 浮羽郡田主丸町殖木254番地の1
九州電気酸素株式会社

令和7年(ヘ)第8号
福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
申立人 九州電力株式会社
代表者代表取締役 西山 勝
権利の届出の終期 令和8年2月18日
令和7年10月27日 福岡簡易裁判所
(別紙) 目録
(1)土地 延岡市北方町下鹿川字西畑申530番
雑種地 1993平方メートル
(2)登記年月日番号 宮崎地方法務局延岡支局昭和
9年3月1日受付第183号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 地上権設定
原因 昭和8年12月6日設定
目的 工作物所有
範囲 南端幅2間長3間
存続期間 昭和9年1月27日より昭和29年1月
26日まで満20箇年
地代 全期間金49円50銭
支払期 全払
地上権者 延岡市大字岡富甲96番地2
延岡電気株式会社

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出でください。

令和7年(家)第1748号
秋田県山本郡三種町川尻字熊屋敷27番地5
申立人 児玉 芳昭
本籍秋田県山本郡三種町川尻字熊屋敷27番地
1、最後の住所東京都江戸川区南小岩3丁目
20番3号ハイムケーブル201
不在者 児玉 正美
昭和35年11月1日生
届出期間満了日 令和8年3月5日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第6810号
神奈川県横須賀市坂本町1丁目5番地6
申立人 仲村渠和哉
本籍秋田県横手市雄物川町道地字道地1番
地、最後の住所東京都世田谷区岡本1丁目30
番9号 第2中村莊
不在者 渡部満里子
昭和27年9月25日生
届出期間満了日 令和8年3月16日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第7632号
神奈川県横浜市金沢区富岡東6丁目30番K—
402号
申立人 峯岸 和子
本籍山形県鶴岡市山王町15番地、最後の住所
不明
不在者 渡部フミエ
大正2年4月12日生
届出期間満了日 令和8年3月16日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第2411号
札幌市白石区菊水二条3丁目1-1-508
申立人 森 昌實
本籍神奈川県川崎市多摩区堰1丁目375番地、
最後の住所神奈川県藤沢市藤沢4053
不在者 高橋 貞夫
昭和2年7月20日生
届出期間満了日 令和8年3月5日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第125号
愛媛県新居浜市滝の宮町12-14
申立人 秋月 洋子
本籍愛媛県新居浜市喜光地町1丁目4978番
地、最後の住所愛媛県新居浜市喜光地町1丁
目6番29号
不在者 近藤 有吉
昭和23年4月3日生
届出期間満了日 令和8年3月5日
松山家庭裁判所西条支部

令和7年(家)第274号
沖縄県南城市大里字大城2525番地大里第二団
地2棟102号
申立人 久手堅政明
本籍沖縄県南城市知念字知名20番地、従来の
住所沖縄県南城市知念字知名20番地
不在者 久手堅直子
昭和24年5月7日生
届出期間満了日 令和8年3月13日
那覇家庭裁判所

令和7年(家)第323号
沖縄県那覇市繁多川2丁目11番50号
申立人 内間 文雄
本籍沖縄県那覇市泊2丁目12番地5、最後の
住所東京都台東区元浅草3丁目20番11号さと
む莊
不在者 内間 潔
昭和26年8月22日生
届出期間満了日 令和8年3月13日
那覇家庭裁判所

失踪宣告

令和7年(家)第348号
本籍青森県青森市大字新城字山田425番地、
最後の住所青森県青森市大字新城字山田425
番地
不在者 長谷川なつ
大正6年9月20日生
令和7年11月5日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第742号
本籍埼玉県東松山市大字上野本1984番地2、
最後の住所埼玉県東松山市加美町6番46号
不在者 岩子 宏志
昭和28年6月23日生
令和7年10月29日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所熊谷支部裁判所書記官

令和7年(家)第31号
本籍埼玉県入間郡毛呂山町中央1丁目22番地
8、最後の住所埼玉県川越市松江町1-4-
2アメニティー松江武号館307号室(戸籍の
附票上の最後の住所埼玉県川越市菅原町5番
地40ライオンズ川越グランフォート704)
不在者 小川 和浩
昭和58年5月2日生
令和7年11月5日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所飯能出張所裁判所書記官

令和7年(家)第2602号
本籍長崎県平戸市田平町里免1219番地2、最
後の住所東京都大田区多摩川2丁目29番20号
不在者 森下 広
昭和27年12月10日生
令和7年11月5日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3740号
本籍山形県山形市双月町1丁目531番地1、
最後の住所横浜市鶴見区本町通3丁目168番
地の1 第二明和荘
不在者 荒井 健次
昭和15年11月8日生
令和7年11月5日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第33号
本籍三重県多気郡多気町相可509番地、最後
の住所三重県多気郡多気町相可782番地3
不在者 長谷川 孝
昭和24年6月2日生
令和7年11月5日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所松阪支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第181号
本籍岐阜県大垣市藤江町2丁目50番地、住所
兵庫県尼崎市今福1丁目1杭瀬園地6号棟
532
申立人(失踪者) 斎藤 俊行
昭和28年4月21日生
令和7年11月5日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(火)第1号

千葉県柏市柏5丁目2番5-102号

申立人 山崎 剛史

権利の届出の終期 令和7年10月18日

令和7年10月22日 取手簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 取手市取手二丁目甲1083番1
宅地 288.03平方メートル

(2)登記年月日番号 水戸地方法務局取出手出張所明治40年11月12日受付第1772号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 土地上権設定

原因 明治40年11月7日設定

目的 建物所有

存続期間 明治59年10月30日迄

地代 1年5円50銭

支払期 每年12月末日

地上権者 取手市取手72番地

秋山 周琢

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(火)第293号

愛知県豊橋市弥生町字東豊和17番地1

債務者 株式会社K-vision

代表者代表清算人 城内 匡

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 飯田 稔

4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後1時50分

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(火)第283号

神奈川県横須賀市武4丁目3番12号

債務者 株式会社SAIN

代表者代表取締役 池田 優

1 決定年月日時 令和7年11月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三橋 潔
4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前1時30分

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(火)第1168号

仙台市青葉区花京院1丁目2番15号仙台ソララプラザ3階

債務者 合同会社蔵

代表社員 五十嵐 健

1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大橋 洋介
4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後2時

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(火)第272号

福井県南条郡南越前町湯尾14字2番1

債務者 株式会社北陸キャリー

代表者代表取締役 若泉 和希

1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 神田 芳和
4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前10時10分

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(火)第229号

愛知県一宮市小信中島字仁井西8番地4

債務者 合同会社でら

代表者代表社員 堀 晶貴

1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三品さくら
4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午前10時45分

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(火)第318号

青森市浪打1丁目3番17号

債務者 有限会社福山洋服店

代表者代表取締役 福山 光範

1 決定年月日時 令和7年11月12日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 史行
4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後2時

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(火)第253号

群馬県富岡市富岡1757番地1

債務者 株式会社H·accacompany

代表者代表取締役 原田 耕一

1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 都木 幹仁
4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午後1時50分

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(火)第1895号

東京都八王子市城山手1丁目9番15号

債務者 株式会社ラ・フォーム

代表者代表取締役 岡田 哲治

1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 倉橋 博文
4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前10時40分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(火)第1940号

札幌市西区西野6条2丁目3番26号

債務者 合同会社イノベーション

代表者代表社員 塩浦 徹

1 決定年月日時 令和7年11月10日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 黒坂 頌胤
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前11時45分

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第765号

埼玉県川越市大字久下戸2784番地1
債務者 株式会社ジャスティストレード
代表者代表取締役 中窪 満浩
1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 塚田小百合
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後3時
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第56号

大分県佐伯市米水津大字色利浦344番地
債務者 株式会社金碇組
代表者代表取締役 金碇長一郎
1 決定年月日時 令和7年11月11日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉田祐治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時30分
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第262号

三重県四日市市諏訪栄町9番4号
債務者 株式会社鱗グループ
代表者代表取締役 嶋田 京平
1 決定年月日時 令和7年11月11日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金 良寛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時15分
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第454号

大分市大字月形515番地
債務者 有限会社いしや
代表者取締役 木村真木美
1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 永澤 史貴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前11時
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第2334号

神奈川県藤沢市円行1884番地203
債務者 B u d y トランスポート株式会社
代表者代表取締役 佐々木要一

1 決定年月日時 令和7年11月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 若田 順
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前10時
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1269号

仙台市宮城野区原町3丁目5番24号3階
債務者 合同会社ゼロイチ
代表社員 伊藤 良真
1 決定年月日時 令和7年11月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤間 環
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後2時
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第40号

兵庫県豊岡市大手町4番5号
債務者 有限会社R&G
代表取締役 藤井 静司
1 決定年月日時 令和7年11月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅村 朋子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前11時30分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第747号

埼玉県川越市大字小仙波894番地4
債務者 株式会社ハートフルデザイン
代表者代表取締役 長野 浩一
1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 市川 拓郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後2時
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第236号

長野県木曽郡木祖村大字小木曾295番地7
債務者 有限会社木曾漆工
代表者取締役 岩原 守男
1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡村あゆみ
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後2時
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第3632号

大阪市大正区泉尾1丁目36番10号
債務者 オンザスリー株式会社
代表者代表取締役 三上 直記
1 決定年月日時 令和7年11月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 寺井 昭仁
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後3時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4116号

大阪市中央区本町1丁目7番1号
債務者 グローバルアイ株式会社
代表者代表取締役 林 千秋
1 決定年月日時 令和7年11月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐野 晃子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後3時
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第47号

京都府亀岡市宮前町神前弓繩手9番1
債務者 O C C 株式会社
代表者代表清算人 西田 久一
1 決定年月日時 令和7年11月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松崎 竜一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後2時
京都地方裁判所園部支部破産係

令和7年(フ)第301号

佐賀市兵庫北4丁目11番26号
債務者 株式会社バルテックス
代表者代表取締役 大寶 一雅
1 決定年月日時 令和7年11月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田代 英毅
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午後1時20分
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第51号

岐阜県高山市西之一色町3丁目1081番地2
債務者 株式会社ホープ
代表者代表取締役 久保田 彰

1 決定年月日時 令和7年11月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阪下 六代
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午後1時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和7年(フ)第1169号

仙台市青葉区花京院1丁目2番15号仙台ソララブランズ3階
債務者 株式会社六花コーポレーション
代表者代表取締役 五十嵐 健
1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大橋 洋介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後2時10分
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第267号

山梨県甲府市高畑1丁目5番26号106
債務者 株式会社あきでん
代表者代表取締役 亡秋山智弘
1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 花輪 仁士
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前11時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第356号

沖縄県那覇市銘苅2丁目4番43号藤恵ビル4階
債務者 C S 合同会社
代表者代表社員 宮城 建志
1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平田 達彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前10時
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第532号

大阪府貝塚市東山2丁目11番2号
債務者 株式会社中村化工
代表者代表取締役 中村 誠司
1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宇都宮一志
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後2時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第533号

大阪府貝塚市東山2丁目11番3号

債務者 株式会社Qua1ia

代表者代表取締役 中村 誠司

1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 宇都宮一志

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後2時

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第220号

山形市白山2丁目7番12号

債務者 ケーデー工業株式会社

代表者代表取締役 河井 正

1 決定年月日時 令和7年11月12日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山上 朗

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時

山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第593号

相模原市南区大野台1丁目19番1号

債務者 株式会社M.Yシステム

代表者代表取締役 儀間 盛淳

1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田中 和慶

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時30分

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第55号

秋田県仙北郡美郷町金沢西根字二ツ柳24番地

債務者 株式会社サンカーベ秋田

代表者代表取締役 佐藤 義孝

1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 草薙 秀樹

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後3時

秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第53号

山形県酒田市千石町2丁目8番1号

債務者 酒田渓観光企画有限会社

代表者代表取締役 阿部 欣克

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新井野裕司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時30分
山形地方裁判所酒田支部

令和7年(フ)第174号

神奈川県横須賀市走水1丁目2番19号

債務者 有限会社東京湾

代表者取締役 富永 優

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 館田 拓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第202号

香川県小豆郡土庄町甲6145番地3

債務者 株式会社ファーム未来

代表者代表取締役 谷久 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年11月12日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝口 耕司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和6年(フ)第123号

福岡県飯塚市上三緒630番地13

債務者 木下 博昭

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 枡田 晃久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第390号

函館市石川町2番地61 ライフシップ石川公園前

債務者 木田 重美

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瑞
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで

令和7年(フ)第394号

函館市本通4丁目32番5号

債務者 表 真二

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴 素直
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時25分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第100号

福岡県飯塚市新立岩9番8号

債務者 井上 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小島 邦夫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第568号

神奈川県小田原市南町4丁目3番7号

債務者 濱野 高章

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三川真由美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第804号

埼玉県入間市東藤沢4丁目2番26号 パルクメゾン402

債務者 宮原 操子

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋山 誠
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後2時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで

令和7年(フ)第440号

鹿児島市紫原2丁目25番19号

債務者 末吉啓一郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田代 幸嗣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第55号

山口県周南市大字湯野867番地の8

債務者 中村 光貴

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金折伸一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで

山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第95号

千葉県市川市富浜3丁目17番16号(ハッピーバードハイツ103号)、前住所千葉県夷隅郡御宿町久保1381番地4

債務者 伊多波 涼

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口 靖
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第313号

岡山県倉敷市水島北亀島町8番6 ビレッジ
ハウス水島6号棟105号室、住民票上の住所
岡山県岡山市東区益野町776番地7
債務者 伍賀 航太

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 幸徳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第67号

秋田県大館市柏田字村南48番地
債務者 山内 勝弥

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第239号

三重県津市白塚町4316番地2
債務者 マルイチ市川水産こと 市川 武伸
1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 室木 徹亮
4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時15分

- 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第254号

群馬県伊勢崎市波志江町1927番地8、前住所
群馬県富岡市富岡1595番地8
債務者 原田 耕一
1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 都木 幹仁

- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第2634号

名古屋市名東区上社2丁目197番地 アイ
ビーヒルズ本郷202号、従前の住所名古屋市
守山区森孝1丁目1532番地
債務者 梅村 覚

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 龍太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第294号

愛知県豊橋市向山町字庚申下18番地5
債務者 城内 匠

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 稔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第14号

千葉県鴨川市天津3519番地1
債務者 渡辺 岳彦(旧姓室井)

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島崎 嘉成
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和7年(フ)第135号

長崎県東彼杵郡佐見町折敷瀬郷1615番地2
債務者 中山ゆい子

- 1 決定年月日時 令和7年11月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋山 久典
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第161号

富山県中新川郡舟橋村舟橋58番地1 特別養
護老人ホームふなはし荘、住民票上の住所富
山県中新川郡上市町湯上野5番地
債務者 松本 清志

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鍋谷 博志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2164号

横浜市戸塚区上矢部町3081番地2 日新パレ
スB棟205号
債務者 長洲 貴也(旧姓桑原)

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若井 公志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月22日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1960号

東京都町田市忠生4丁目22番地1 ファミリー
ハイツ101
債務者 大森 房江

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳原 桑子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2326号

横浜市青葉区藤が丘2丁目44番地64
債務者 志賀 隆也

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱邊 和揮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2777号

横浜市旭区都岡町59番地96
債務者 大村 大貴

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 諸節 統
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第59号

静岡県掛川市上内田766番地の1
債務者 向川 勝雄

- 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北川 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月23日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第1932号 東京都町田市山崎町2130番地山崎団地7-28-101 債務者 植野奈奈子 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上條辰徳 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月28日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第174号 千葉県東金市二之袋1213番地73 債務者 大木祐一 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月9日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和7年(フ)第401号 静岡県浜松市中央区八幡町193番地 3F 債務者 武石直子 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村越啓悦 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日前4時 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係 令和7年(フ)第62号 静岡県掛川市沖之須54番地の1 グランステージ203号 債務者 須貝敏士 1 決定年月日時 令和7年11月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北川直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係 令和7年(フ)第1855号 東京都八王子市左入町155番地4 債務者 阿保富次 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 船戸暖 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月13日前11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第70号 栃木県大田原市浅香2丁目3384番地24、前住所栃木県大田原市浅香2丁目3574番地468 債務者 三井建 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 園部秀雄 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月19日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部 令和7年(フ)第136号 新潟県村上市山辺里876番地2 債務者 稲葉栄行 1 決定年月日時 令和7年11月12日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水内基成 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日前1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 新潟地方裁判所新発田支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(フ)第109号 福岡県築上郡吉富町大字楢生165番地1 トレステーラ花みず木301号 債務者 末吉浩樹 1 決定年月日時 令和7年11月10日前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土屋怜子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係 令和7年(フ)第2452号 愛知県春日井市出川町6丁目12番地2 ラルフII101号 債務者 井上沙知子 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 児玉泰 4 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第300号 宮崎市清武町加納甲2928番地1 カレッジタウンKOKUSA I-610号、前住所宮崎市東宮1丁目60番地 レオパレスSTARES 206号 債務者 杉田司 1 決定年月日時 令和7年11月12日前1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 故原孝明 4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 宮崎地方裁判所破産係 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 令和7年(フ)第360号 函館市柳町14番16号 債務者 小泉秀樹 1 決定年月日時 令和7年11月12日前1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 函館地方裁判所
---	---	---

令和7年(フ)第395号	函館市白鳥町13番7号 メイプルハイム白鳥 110号室 債務者 金澤 成子 1 決定年月日時 令和7年11月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第186号	山形市白山3丁目3番3-8号 クレスト白山 2F 債務者 影山 真穂 1 決定年月日時 令和7年11月12日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1749号	埼玉県川口市大字安行慈林1014番地の8 債務者 佐藤 秀樹 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1847号	埼玉県川口市大字伊刈1043番地の3 レオパレス21南浦和第23 204号 債務者 伊藤明日海 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1869号	埼玉県朝霞市栄町5丁目2番1-809号 債務者 櫻井 順

1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1890号
埼玉県和光市新倉1丁目26番46号 志幸23パピオンB107 債務者 西 良正 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1892号
埼玉県蕨市塚越7丁目20番6号 第1新井荘103号 債務者 李 宗隆 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1910号
埼玉県加須市東栄1丁目6番35号 こなみハウス加須寮206号室、旧住所埼玉県加須市大門町7番27号 サンハウスB-205 債務者 神田 弘幸 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第1933号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町1丁目3番14号 レジデンス鳩ヶ谷本町103号 債務者 山中 彩

令和7年(フ)第773号	川崎市宮前区犬藏1丁目11番38号 ルグナソーレグン 202 債務者 原 ひとみ 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第793号	川崎市川崎区小田3丁目10番6号 ミカサ小田 202 債務者 小野 裕 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第823号	川崎市中原区上小田中7丁目4番2号 アーカハイム松原 202 債務者 谷田部裕子 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第614号	相模原市中央区相生3丁目5番18号 債務者 大橋 涼央 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第741号	川崎市川崎区小田5丁目15番11号 創友建設社宅 債務者 高橋 啓幸 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第191号
新潟県長岡市青山新町62 青島ハイツ101号
室、住民票上の住所新潟県燕市渡部1597番地
債務者 阿部 智美

1 決定年月日時 令和7年11月12日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第327号
岡山県笠岡市美の浜6番地10 クレール美の浜C-2、転居前の住所岡山県笠岡市美の浜32番地9
債務者 高原えり子

1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第335号
岡山県倉敷市中庄団地27番4-301号 市営中庄団地
債務者 上田 愛李

1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第262号
福岡県久留米市荒木町荒木862番地 県営梅林団地1棟403号、前住所福岡県久留米市大善寺町夜明1080番地3
債務者 椿原鉄筋こと 椿原 武

1 決定年月日時 令和7年11月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第287号
福岡県久留米市津福本町1683番地2 津福団地8棟15号
債務者 吉本 太三
1 決定年月日時 令和7年11月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第289号
福岡県久留米市合川町347番地11
債務者 原口 蓮
1 決定年月日時 令和7年11月11日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第292号
福岡県久留米市小頭町3番地9 朝日プラザ久留米2 607号
債務者 谷 淳子
1 決定年月日時 令和7年11月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第293号
福岡県久留米市安武町住吉380番地
債務者 石橋とり恵
1 決定年月日時 令和7年11月11日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第161号
長崎県佐世保市世知原町檜巻235番地
債務者 長野 博司

1 決定年月日時 令和 7 年 11 月 6 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 1 月 5 日まで
 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

令和 6 年 (フ) 第 2762 号

名古屋市中川区八熊 1 丁目 6 番 9 号
破産者 中部サービス株式会社
1 決定年月日 令和 7 年 11 月 6 日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 12 号

宮崎県えびの市大字小田 1341 番地
破産者 有限会社大栄重機
1 決定年月日 令和 7 年 11 月 10 日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宮崎地方裁判所都城支部

令和 6 年 (フ) 第 340 号

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1090 番地 6
破産者 有限会社小池運送
1 決定年月日 令和 7 年 11 月 11 日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和 4 年 (フ) 第 54 号

新潟市西区小針上山 1 番 10 号 ハイツ渡岩
101
破産者 野口 良美
1 決定年月日 令和 7 年 11 月 11 日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和7年(フ)第75号
福井市布施田町第10号9番地
破産者 株式会社N・Y総建
1 決定年月日 令和7年11月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第2582号
愛知県一宮市木曾川町黒田字妙見廻156番地
破産者 渥美織維株式会社
1 決定年月日 令和7年11月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第28号
三重県北牟婁郡紀北町矢口浦1000番地
破産者 山本 真吾
1 決定年月日 令和7年11月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所熊野支部

令和6年(フ)第1063号
大阪府大阪狭山市西山台6丁目2番4号
破産者 株式会社シモバ
1 決定年月日 令和7年11月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第157号
神戸市中央区多聞通4-1-10
破産者 株式会社M H D E S I G N S
1 決定年月日 令和7年11月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和7年(フ)第375号 兵庫県三田市ゆりのき台3丁目25番地40 破産者 株式会社ココリハ 1 決定年月日 令和7年11月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第806号 横浜市港北区日吉本町1丁目5番7号 破産者 松中商事株式会社 1 決定年月日 令和7年11月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年11月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日 令和7年11月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第1911号 相模原市南区東林間5丁目14-12 コーラルハイム東林間101、商業登記簿上の本店所在地神奈川県綾瀬市上土棚北2丁目6番19号 破産者 株式会社SKグロービング 1 決定年月日 令和7年11月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第1143号 京都市中京区夷川通油小路西入る西夷川町563番地夷川ビル303号室 破産者 オウエン株式会社 1 決定年月日 令和7年11月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第399号 大阪府和泉市黒鳥町141番地の1 コスモハイツ101、事業所所在地・前住所大阪市住之江区新北島1丁目4番26号 破産者 おおはら整骨院こと大原修平こと 岸修平 1 決定年月日 令和7年11月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第23号 大阪府岸和田市加守町2丁目1番23-210号 破産者 水野 康弘 1 決定年月日 令和7年11月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第2054号 横浜市神奈川区西神奈川2丁目6番8号 破産者 医療法人恵愛会 1 決定年月日 令和7年11月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和4年(フ)第186号 香川県高松市小村町50番地11 破産者 株式会社オシモエンタープライズ 1 決定年月日 令和7年11月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第459号 大阪府和泉市室町824番地の55 ウエリス光明池1211号 破産者 中村 稔 1 決定年月日 令和7年11月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第102号 大阪府岸和田市五軒屋町7番11号 破産者 布谷 貴子(旧姓吉川) 1 決定年月日 令和7年11月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第168号 横浜市中区尾上町3丁目35番地 破産者 株式会社ドキュメント 1 決定年月日 令和7年11月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	高松地方裁判所民事部破産・再生係 破産手続終結及び免責許可決定 令和6年(フ)第2763号 名古屋市西区又穂町2丁目19番地 ヴェルデまたほ102号 破産者 丹羽 専 1 決定年月日 令和7年11月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第634号 大阪府泉佐野市松原3丁目3番1-108号 破産者 東谷 正一 1 決定年月日 令和7年11月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第131号 大阪府貝塚市永吉12番地12 破産者 青木 金光 1 決定年月日 令和7年11月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第616号 神奈川県高座郡寒川町岡田2462番地1 破産者 有限会社関東ルートライナー 1 決定年月日 令和7年11月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第154号 群馬県高崎市上大類町745番地5 パレ・ソレイユ102号 破産者 森永潤一郎	令和6年(フ)第13号 大阪府貝塚市三ツ松1215番地 3棟405号、前住所大阪府岸和田市中井町2丁目5番5号 破産者 住吉 龍一	令和7年(フ)第944号 札幌市西区山の手3条1丁目4番28-302号 破産者 佐藤まゆみ 1 決定年月日 令和7年11月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部			札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第235号
 千葉県船橋市西習志野1丁目8番6号 有料老人ホームカイト高根木戸、開始決定時の住所川崎市川崎区港町10番14-303号 グランイーグル川崎東II
 破産者 星 広光
 1 決定年月日 令和7年11月11日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第129号
 岐阜県大垣市中野町5丁目16番地 メゾンリビールⅡ 203
 破産者 鮎飛脚三町店こと 伊藤 昌美
 1 決定年月日 令和7年11月11日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和6年(フ)第92号
 愛知県半田市乙川新町1丁目49番地の1 レンタルハウス乙川新町、開始決定時の住所愛知県半田市亀崎北浦町3丁目13番地 ロイヤルコート半田1-1003号室
 破産者 杉野 哲也
 1 決定年月日 令和7年11月11日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2583号
 愛知県一宮市木曾川町黒田ノ通り105番地
 破産者 原 章浩
 1 決定年月日 令和7年11月11日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第216号
 那覇市久茂地3丁目13番8号 レジデンス森山601、前住所東京都世田谷区弦巻3丁目10番19号
 破産者 阪本 貴則
 1 決定年月日 令和7年11月11日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第992号
 大阪府富田林市山中田町2丁目13番4号(304)
 破産者 小崎 泰忠(旧姓岩瀬)
 1 決定年月日 令和7年11月11日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1020号
 堺市西区鳳西町1丁5番地1 サンライズ茜305号、前住所堺市西区鳳北町9丁520番地1(411号)
 破産者 奥澤接骨院こと 奥澤 公朗
 1 決定年月日 令和7年11月11日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第277号
 神戸市須磨区南町1丁目2番25号
 破産者 セリアンシユーズこと真本貴弘こと SHIN KWIHONG 慎 貴弘
 1 決定年月日 令和7年11月11日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第211号
 神奈川県茅ヶ崎市香川2丁目20番10号 楓201
 破産者 北田 康博
 1 決定年月日 令和7年11月12日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3011号
 横浜市旭区二俣川1丁目2番地1 ライ昂ズステーションプラザ二俣川609号
 破産者 古賀 凉介
 1 決定年月日 令和7年11月12日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第636号
 東京都品川区南品川5丁目11番23号 ロータス南品川 301、開始決定時の住所東京都町田市中町2丁目16番14-904号
 破産者 市川 博基
 1 決定年月日 令和7年11月12日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第694号
 横浜市磯子区杉田5丁目8番34-100号
 破産者 濱谷 芳彦
 1 決定年月日 令和7年11月12日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第807号
 川崎市高津区久末459番地1 モアグランデ日吉台 304
 破産者 松野 勝義

1 決定年月日 令和7年11月12日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第29号
 神奈川県厚木市妻田東1丁目6番17号 チトセヤメゾン105
 破産者 大澤 勝宏
 1 決定年月日 令和7年11月12日
 2 主文 本件破産手続を終結する。
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第941号
 堺市中区深井沢町3353番地 エステートBL DⅢ701号、前住所堺市北区百舌鳥梅町2丁490番地
 破産者 C H A T T E R こと 熊谷 進矢
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで
 2 一般調査期日 令和8年1月29日午前10時30分
 令和7年11月11日
 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1719号
 愛知県豊明市西川町長田7番地2 トヨチューハイツ303号
 破産者 丹羽美奈子
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
 2 一般調査期日 令和8年1月14日午前10時40分
 令和7年11月11日
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第35号
 北海道北見市ひかり野6丁目2番地7
 破産者 福澤 信敬
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月12日午前10時30分
 令和7年11月12日
 釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第669号
 堺市北区常磐町3丁16番地5 ルミエール常磐102号、前住所静岡県伊東市湯川431番地の6
 破産者 田中 豊年
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月5日午前10時30分
 令和7年11月11日 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第3737号
 大阪府寝屋川市香里北之町2番6号
 破産者 株式会社ディビーノ
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月5日午後1時50分
 令和7年11月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1166号
 仙台市泉区将監7丁目3番14号 クレフラスト将監202
 破産者 遠藤 優佳
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月17日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月17日午後2時30分
 令和7年11月11日 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1109号
 埼玉県上尾市大字上尾村1304番地23、旧住所広島市安佐北区可部6丁目14番3-202号
 破産者 津田 伸夫
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月2日午後2時
 令和7年11月11日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第4083号
 大阪府枚方市南船橋1丁目2番8-102号
 破産者 株式会社リーフ
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月5日午後1時40分
 令和7年11月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第86号
 広島県吳市仁方中筋町10番28号
 破産者 有限会社原一工業
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月4日午後1時45分
 令和7年11月12日 広島地方裁判所吳支部

令和7年(フ)第415号
 新潟市秋葉区新津東町1丁目8番18号
 破産者 佐藤 浩平
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで
 2 一般調査期日 令和8年1月9日午前11時
 令和7年11月12日 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1064号
 札幌市西区発寒16条14丁目4番10号
 破産者 昭レP L U S 株式会社
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月27日午後1時30分
 令和7年11月11日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第157号
 佐賀県鳥栖市平田町3109番地
 破産者 久富 瞳夫
 1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
 2 一般調査期日 令和8年2月12日午前10時30分
 令和7年11月11日 佐賀地方裁判所民事部破産係
破産債権の届出期間及び一般調査期間
令和7年(フ)第38号
 宮崎県都城市久保原町32街区22号 チェリー・ブロッサム久保原208、開始決定時の住所宮崎県延岡市土々呂町5丁目2311番地9
 破産者 田中 麻美
 1 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
 2 一般調査期間 令和8年1月20日から令和8年1月27日まで
 令和7年11月11日 宮崎地方裁判所延岡支部
債権者集会招集
令和6年(フ)第3671号
 東京都大田区田園調布本町39-16 ディアレンス田園調布428、開始決定時堺市堺区大仙中町5番14号
 破産者 辻尾 吉厚
 1 期日 令和8年1月26日午後2時20分
 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
 令和7年11月6日 大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第2334号
 堺市堺区大町東1丁1番2号
 破産者 株式会社みらいじゅ
 1 期日 令和7年12月18日午後3時
 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
 令和7年11月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第2335号
 大阪市住吉区帝塚山東4丁目3番5号
 破産者 中岡 孝
 1 期日 令和7年12月18日午後3時
 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
 令和7年11月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4183号
 堺市堺区大町東1丁1番2号
 破産者 株式会社アトミック
 1 期日 令和7年12月18日午後3時
 2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
 令和7年11月11日 大阪地方裁判所第6民事部
書面による計算報告
 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
令和6年(フ)第544号
 宮崎市橋通西1丁目3番22号
 破産者 株式会社D E P O T
 异議申述期間 令和7年12月24日まで
 令和7年11月12日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第205号
 宮崎県西都市上町2丁目51番地2 らんたん3 102号、開始決定時の住所宮崎県西都市大字三納10029番地3
 破産者 黒木 裕章
 异議申述期間 令和7年12月24日まで
 令和7年11月12日 宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

令和7年(ヒ)第103号
 鹿児島市平之町10番15号 グランフォーレ高見馬場1102
 清算株式会社 株式会社薩摩製作所
 代表清算人 篠原 秀嗣
 1 決定年月日 令和7年11月7日
 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ぜる。
 鹿児島地方裁判所民事第3部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第31号
 京都市東山区祇園町南側570番地118
 清算株式会社 株式会社ネコラボ
 1 決定年月日 令和7年11月5日
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
 京都地方裁判所第5民事部

令和7年(ヒ)第3006号
 大阪府門真市脇田町32番22号
 清算株式会社 株式会社M S
 1 決定年月日 令和7年11月7日
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第5号
 宮崎県都城市安久町4742番地1
 清算株式会社 サングリーンジャパン株式会社
 1 決定年月日 令和7年11月10日
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
 宮崎地方裁判所

決議に付する決定

令和7年(再)第1号
 大阪府寝屋川市池田東町18番4号
 再生債務者 株式会社大黒
 1 決議に付する計画案 令和7年10月22日付再生債務者提出の再生計画案
 2 書面投票期間 令和7年12月15日まで
 3 議決権不統一行使の通知期限 令和7年12月1日
 令和7年11月10日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第138号

神戸市東灘区鷲森台2丁目4番208号
再生債務者 佐藤 貴志

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月15日から令和8年1月5日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第15号

奈良県香芝市関屋434番地
再生債務者 寺脇 文俊

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月15日から令和8年1月5日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第27号

奈良県橿原市葛本町536番地の24

再生債務者 大原ウイリアムこと OHARA ARONES WILLIAMS AUGUSTO

- 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月15日から令和8年1月5日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第15号

宮城県石巻市三和町8番7号

再生債務者 氏家 浩之

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで

仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和7年(再イ)第28号

群馬県高崎市新保町110番地1

再生債務者 塩谷 明則

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月13日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(再イ)第189号

横浜市中区本牧和田34番1—507号

再生債務者 市毛 康夫

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月5日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第191号

神奈川県藤沢市羽鳥4丁目9番17—9号

再生債務者 増田 順一

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第203号

横浜市磯子区丸山1丁目27番1—706号

再生債務者 柳田 安弘

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第211号

神奈川県藤沢市辻堂東海岸2丁目7番7号

メゾンR S202

再生債務者 寺川 美月

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第38号

三重県津市雲出本郷町1292番地
再生債務者 服部 公敬

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和8年1月5日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第40号

三重県鈴鹿市高岡台3丁目24番17—5号

再生債務者 黒川 英一

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和8年1月5日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第220号

大阪府枚方市堂山3丁目1番4号

再生債務者 斎藤工務店こと 斎藤 博之

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和8年1月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第451号

大阪市住吉区遠里小野7丁目4番24—A302号

再生債務者 谷川 美鈴

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和8年1月5日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第467号

大阪府高槻市牧田町13番66—301号

再生債務者 相川 隆太

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月5日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和8年1月5日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第40号

和歌山県有田市千田1361番地の1

再生債務者 岩崎 弘起

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和8年1月5日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第107号

広島市安芸区瀬野西3丁目11番28号

再生債務者 リベラ トクト ハリーこと RIVERA TUCTO HARRY

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和8年1月5日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第4号

徳島県阿南市横見町下木戸7番地

再生債務者 木村 有希

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月5日まで

徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(再イ)第22号

長崎県佐世保市小佐々町矢岳115番地17

再生債務者 田嶋 貞治

- 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月5日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年(再イ)第4号 大分県佐伯市弥生大字大坂本962番地3 再生債務者 岩尾 悠太 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月13日まで 大分地方裁判所佐伯支部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 富山地方裁判所魚津支部
令和7年(再イ)第8号 沖縄県名護市字為又823番地1 ピアンテJUN201号室 再生債務者 大城 康桐 1 決定年月日時 令和7年11月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで 那霸地方裁判所名護支部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(再イ)第4号 北海道斜里郡清里町羽衣町39番地15 再生債務者 川谷 和弘 1 決定年月日時 令和7年11月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月5日まで 釧路地方裁判所網走支部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年(再イ)第21号 山形県寒河江市大字白岩97番地の7 再生債務者 菖蒲 賢一 1 決定年月日時 令和7年11月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月7日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月5日まで 富山地方裁判所魚津支部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月9日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(再イ)第110号 東京都三鷹市井口4丁目4番51号第5田中荘子 再生債務者 畑野 桂子	1 決定年月日時 令和7年11月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年11月12日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月9日まで 富山地方裁判所魚津支部分	1 決定年月日時 令和7年11月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月14日まで 兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古703番地9

令和7年（再イ）第41号 宮崎市佐土原町下田島12196番地3 ソリト ボストIII103号 再生債務者 川田原正樹 1 決定年月日時 令和7年11月12日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月5日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月11日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年11月7日 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第17号 福井市東新町第22号36番地 再生債務者 滝井商会こと 滝井 正治 1 決定年月日時 令和7年11月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで 福井地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月11日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月1日まで 令和7年11月10日 水戸地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年（再イ）第45号 福井県坂井市坂井町大味第57号21番地2 再生債務者 山口 大介 1 決定年月日時 令和7年11月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで 福井地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月26日まで 令和7年11月12日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 さいたま地方裁判所第3民事部
小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年（再イ）第43号 神奈川県藤沢市大鋸1072番地の10 市営緑ヶ丘住宅202号 再生債務者 松澤亜希子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月11日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年11月11日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 仙台地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 福岡地方裁判所柳川支部個人再生係
令和7年（再イ）第13号 千葉県若葉区都賀の台2丁目20番6号 クローバーヒルC棟202号 再生債務者 寺内 弘和 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年11月11日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで 令和7年11月11日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで 令和7年11月11日 仙台地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月3日まで 令和7年11月12日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係
令和7年（再イ）第80号 横浜市栄区公田町740番地 17棟303号 再生債務者 鎌田 修弘	愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺2番地268 再生債務者 門松 弘佳	宮城県仙台市若林区今泉2丁目1番58号 再生債務者 千葉美也子	

令和7年（再イ）第20号 栃木県那須塩原市東原208番地58 再生債務者 牛タンいしろこと 居城 清巳 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 3日まで 令和7年11月12日 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年（再イ）第62号 大阪府阪南市尾崎町5丁目15番9号 再生債務者 栗本 隆志 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 8日まで 令和7年11月10日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 10日まで 令和7年11月12日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第5号 岡山県津山市林田1913番地18 再生債務者 高橋 利和 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 2日まで 令和7年11月11日 岡山地方裁判所津山支部
令和7年（再イ）第37号 東京都立川市若葉町4丁目25番地の1 若葉町 団地30棟509号 再生債務者 高沖 達彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 3日まで 令和7年11月12日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第76号 大阪市淀川区三国本町3丁目19番30号 再生債務者 川崎竜太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 9日まで 令和7年11月11日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 10日まで 令和7年11月12日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第167号 札幌市清田区真栄2条1丁目2番22号 再生債務者 工藤 道人 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 10日まで 令和7年11月12日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第5号 長野県諏訪郡下諏訪町社6992番地76 再生債務者 後藤 元宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 3日まで 令和7年11月12日 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年（再イ）第310号 大阪府八尾市明美町2丁目3番16号 ヘーベ ルブランドール202号 再生債務者 藤澤 恒典 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 9日まで 令和7年11月11日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 10日まで 令和7年11月12日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第180号 札幌市中央区南19条西7丁目3番5-305号 再生債務者 寺島 明美 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 10日まで 令和7年11月11日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第68号 静岡市葵区上伝馬6番22号 ライジングサン 201 再生債務者 佐久間幸夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 3日まで 令和7年11月12日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第379号 大阪府豊中市西泉丘2丁目2438番地の1 (701号) 再生債務者 長崎 裕史 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 9日まで 令和7年11月11日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 4日まで 令和7年11月6日 長崎地方裁判所佐世保支部	令和7年（再イ）第16号 長崎県佐世保市須佐町13番10-1号 再生債務者 石田 美恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 3日まで 令和7年11月12日 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第19号 埼玉県深谷市江原451番地 ビレッジハウス 深谷1-502号 再生債務者 坂村 大 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 4日まで 令和7年11月12日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第143号 札幌市中央区北3条東5丁目337番地7 ブ ランノワールN 3. e x e 406号 再生債務者 山本 剛人	1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 2日まで 令和7年11月11日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第101号 神戸市垂水区塩屋町5丁目7番1-20号 再生債務者 田村 翔太 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 3日まで 令和7年11月12日 松山地方裁判所西条支部

令和7年(再イ)第82号

広島市安佐南区長束5丁目35番27-304号

再生債務者 曽利 昌世

1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月9日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月9日まで

令和7年11月11日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第22号

香川県高松市牟礼町牟礼489番地2ニューシ

ティー八栗口A103号室

再生債務者 高橋 竜史

1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月9日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月9日まで

令和7年11月11日

高松地方裁判所民事部破産・再生係
給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再ロ)第1号

静岡市葵区瀬名川1丁目12番28-402号

再生債務者 井内 俊希

1 決定年月日時 令和7年11月12日午後1時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。3 再生債権の届出期間 令和7年12月3日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和7年12月24日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再ロ)第6号

岡山市中区福泊149番地16

再生債務者 西川 道之

1 決定年月日時 令和7年11月11日午前11時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月16日から令和7年12月26日まで

岡山地方裁判所第3民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年(再ロ)第2号

富山市布目3538番地3

再生債務者 上田絵莉加

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月4日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年12月1日まで
令和7年11月10日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再ロ)第2号

新潟県柏崎市藤元町12番6-202号 グリーンヒルズC棟

再生債務者 東光正雄こと テイマサオ 鄭正雄

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月11日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年12月3日まで
令和7年11月12日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再ロ)第5号

広島県東広島市高屋町郷1137番地28

再生債務者 沖本 快

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月1日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年12月9日まで
令和7年11月11日

広島地方裁判所民事第4部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再ロ)第5号

横浜市磯子区滝頭1丁目6番75号

再生債務者 吉田 清

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年10月23までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年11月12日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再ロ)第1号

千葉県香取市一ノ分目1054番地1

再生債務者 高橋 裕介

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年11月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年11月11日 千葉地方裁判所佐原支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第7号

仙台市泉区根白石字小角屋敷6番地

申立人 高橋多加志

(最後の住所) 愛媛県今治市東村南2丁目4番41号今治衛生企業組合職員住宅103号

(登記記録上の住所) 仙台市泉区根白石字年内川屋敷20番地

所在等不明共有者 亡高橋勝良相続財産

届出期間満了日 令和8年3月9日

令和7年11月10日

仙台地方裁判所第4民事部

(別紙) 物件目録

所在 仙台市泉区根白石字年内川屋敷

地番 36番3

地目 宅地

地積 99.90平方メートル

所在等不明共有者の持分 12分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第9号

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

申立人 仙台市

住所・居所 不明

所有者 亡白石慶輔相続人白石慶三

届出期間満了日 令和8年1月9日

令和7年11月10日

仙台地方裁判所第4民事部

(別紙) 物件目録

所在 仙台市太白区富田字京ノ南

地番 37番

地目 畑

地積 307平方メートル

令和7年(チ)第7号

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

申立人 栃木県

住所・居所 不明

(最後の住所) 栃木県上都賀郡菊澤村大字見野1554番地

所有者 兼目 ミチ

届出期間満了日 令和8年1月15日

令和7年11月10日 宇都宮地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 鹿沼市見野字山根

地番 1514番1

地目 畑

地積 1454平方メートル

2 所在 鹿沼市見野字山根

地番 1515番1

地目 畑

地積 226平方メートル

令和7年(チ)第8号

栃木県下野市薬師寺1387番地5

申立人 木村 邦俊

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 河内郡薬師寺村大字薬師寺61番地

所有者 木村 國吉

届出期間満了日 令和8年1月13日

令和7年11月10日 宇都宮地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 栃木県下野市薬師寺字参丁目

地番 1409番

地目 宅地

地積 324.43平方メートル

令和7年(子)第3号 栃木県矢板市幸岡339番地1 申立人 櫻井 修寿 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 埼玉県岩槻市府内一丁目10番17号 所有者 古林 清 届出期間満了日 令和8年1月11日 令和7年11月10日	宇都宮地方裁判所大田原支部 (別紙) 物件目録 1 所在 那須郡那須町大字高久甲字喰木原 地番 5239番6 地積 425平方メートル 所在地 那須郡那須町大字高久甲字喰木原 地番 5239番7 地目 原野 地積 331平方メートル 令和7年(子)第6号 岐阜県恵那市大井町2709番地326 申立人 鹿野 正春 住所・居所 不明 (最後の住所・不動産登記録上の住所) 名古屋市天白区天白町大字八事字表山5番地の7 共有者 首藤 京子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 名古屋市天白区天白町大字八事字表山5番地の7(固定資產評価証明書上の住所) 愛知県小牧市光ヶ丘2-8-18 共同所有者 佐野由紀子 届出期間満了日 令和8年1月13日 令和7年11月10日	岐阜地方裁判所多治見支部 (別紙) 物件目録 1 所在 恵那市大井町字奥戸 地番 2709番27 地目 山林 地積 90平方メートル 共有者 首藤 京子の共有持分 2分の1 共有者 佐野由紀子の共有持分 2分の1
--	---	---

令和7年(子)第4号 広島県廿日市市福西3丁目1番22号 申立人 松尾寿美穂 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 安芸郡音戸町大字渡6005番地 所有者 国田 隆治 届出期間満了日 令和8年1月5日 令和7年11月10日	広島地方裁判所呉支部 (別紙) 物件目録 1 所在 吴市倉橋町字重畠 地番 5808番13 地積 118平方メートル 令和7年(子)第1号 申立人 国 最後の住所 不明 (不動産登記録上の住所) 大分県竹田市大字会々5番地 所有者 阿南 次郎 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	大分地方裁判所竹田支部 (別紙) 物件目録 1 所在 大分県竹田市大字会々5番地 地番 1037番 地目 原野 地積 79平方メートル(登記簿上)
令和7年(子)第4号 岐阜県岐阜市中村2丁目1番1号 申立人 佐藤 京子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 岐阜市中村2丁目1番1号 所有者 佐藤 京子 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	岐阜地方裁判所岐阜市中村2丁目1番1号 申立人 佐藤 京子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 岐阜市中村2丁目1番1号 所有者 佐藤 京子 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	岐阜地方裁判所岐阜市中村2丁目1番1号 申立人 佐藤 京子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 岐阜市中村2丁目1番1号 所有者 佐藤 京子 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日
令和7年(子)第4号 岐阜県岐阜市中村2丁目1番1号 申立人 佐藤 京子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 岐阜市中村2丁目1番1号 所有者 佐藤 京子 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	岐阜地方裁判所岐阜市中村2丁目1番1号 申立人 佐藤 京子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 岐阜市中村2丁目1番1号 所有者 佐藤 京子 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	岐阜地方裁判所岐阜市中村2丁目1番1号 申立人 佐藤 京子 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 岐阜市中村2丁目1番1号 所有者 佐藤 京子 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日
令和7年(子)第4号 東京都港区虎ノ門四丁目1番四〇号 申立人 佐藤 勝彦 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 東京都港区虎ノ門四丁目1番四〇号 所有者 佐藤 勝彦 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	東京都港区虎ノ門四丁目1番四〇号 申立人 佐藤 勝彦 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 東京都港区虎ノ門四丁目1番四〇号 所有者 佐藤 勝彦 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	東京都港区虎ノ門四丁目1番四〇号 申立人 佐藤 勝彦 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 東京都港区虎ノ門四丁目1番四〇号 所有者 佐藤 勝彦 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日
令和7年(子)第4号 新潟県上越市西城町三丁目一一番四四号 申立人 有沢 悠太 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 新潟県上越市西城町三丁目一一番四四号 所有者 有沢 悠太 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	新潟県上越市西城町三丁目一一番四四号 申立人 有沢 悠太 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 新潟県上越市西城町三丁目一一番四四号 所有者 有沢 悠太 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日	新潟県上越市西城町三丁目一一番四四号 申立人 有沢 悠太 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 新潟県上越市西城町三丁目一一番四四号 所有者 有沢 悠太 届出期間満了日 令和8年1月19日 令和7年11月10日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

二 この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から二週間以内に書面でその旨ご通知下さい。

三 この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

四 この合併の全株式を所有している甲は乙の全株式を所有して乙は解散することにいたしました。

五 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

六 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

七 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

八 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

九 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十一 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十二 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十三 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十四 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十五 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十六 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十七 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

十八 以上の合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

令和七年十一月二十日 大阪市北区梅田三丁目二番二号JPタワー 大阪一四階 東京都港区芝大門二丁目二番号 (乙) 株式会社ACN東日本 代表取締役 宮田 昌利 (甲) 株式会社ACN西日本 代表取締役 藤岡 義久

(丙) 株式会社ACNソリューションズ 代表取締役 宮田 昌利 (丁) 株式会社ACNソリューションズ 代表取締役 宮田 昌利 (戊) 株式会社ACNコネクト 代表取締役 土井 悅士

愛媛県松山市築山町七番五号 (甲) 株式会社ファースト 代表取締役 日野 加代子 (乙) 有限会社松山湊町アイススケート 取締役 日野 洋一 (丙) 愛媛造林有限会社 代表取締役 日野 二郎

東京都千代田区神田和泉町一番地 (甲) キリンビバレッジ株式会社 代表取締役 井上 一弘 (乙) 株式会社キリンビックス 代表取締役 竹原 佳孝

広島県広島市中区八丁堀一六番二一号 (甲) 株式会社キリンビックス 代表取締役 竹原 佳孝 (乙) 株式会社キリンビックス 代表取締役 竹原 佳孝

東京都千代田区神田和泉町一番地 (甲) キリンビバレッジ株式会社 代表取締役 井上 一弘 (乙) 株式会社キリンビックス 代表取締役 竹原 佳孝

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月二十日 東京都港区芝大門二丁目二番号 (乙) 株式会社ACN東日本 代表取締役 宮田 昌利 (甲) 株式会社ACN西日本 代表取締役 藤岡 義久

(丙) 株式会社ACNソリューションズ 代表取締役 宮田 昌利 (丁) 株式会社ACNソリューションズ 代表取締役 宮田 昌利 (戊) 株式会社ACNコネクト 代表取締役 土井 悅士

愛媛県松山市築山町七番五号 (甲) 株式会社ファースト 代表取締役 日野 加代子 (乙) 有限会社松山湊町アイススケート 取締役 日野 洋一 (丙) 愛媛造林有限会社 代表取締役 日野 二郎

東京都千代田区神田和泉町一番地 (甲) キリンビバレッジ株式会社 代表取締役 井上 一弘 (乙) 株式会社キリンビックス 代表取締役 竹原 佳孝

広島県広島市中区八丁堀一六番二一号 (甲) キリンビックス 代表取締役 竹原 佳孝 (乙) 株式会社キリンビックス 代表取締役 竹原 佳孝

東京都千代田区神田和泉町一番地 (甲) キリンビバレッジ株式会社 代表取締役 井上 一弘 (乙) 株式会社キリンビックス 代表取締役 竹原 佳孝

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

